付表

1 事業計画名	2 借入人名	3 供与限度額		4 利子率（パーセント）	5 償還期間	6 支出期間（借款契約の発効の日の後）
1 アンドラ・プラデシュ州農村部高圧配電網整備計画	インド政府	百八十五億九千万円		○・六五	十年の据置期間の後三十年	八年
			コンサルタントに対する支払部分	○・○一		
2 バンガロール・メトロ建設計画（第二期）	インド政府	百九十八億三千二百万円		一・四	十年の据置期間の後二十年	六年
			コンサルタントに対する支払部分	○・○一		
3 ビハール州国道整備計画	インド政府	二百二十九億三百万円		一・四	十年の据置期間の後二十年	十年
			コンサルタントに対する支払部分	○・○一		
4 マディヤ・プラデシュ州送電網整備計画	インド政府	百八十四億七千五百万円		○・五	六年の据置期間の後十四年	七年
5 ラジャスタン州植林・生物多様性保全計画（フェーズ2）	インド政府	百五十七億四千九百万円		○・六五	十年の据置期間の後三十年	十年
			コンサルタントに対する支払部分	○・○一		
6 中小零細企業・省エネ支援計画（フェーズ2）	小企業開発銀行	三百億円		○・四	五年の据置期間の後十年	五年
7 新・再生可能エネルギー支援計画	インド再生可能エネルギー開発公社	三百億円		○・五五	十年の据置期間の後二十年	七年

総　額　千五百五十五億四千九百万円

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年六月六日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　プラボード・サクセナ

インド駐在
日本国特命全権大使　齋木昭隆閣下

○外務省告示第二百十四号

平成二十三年六月九日にアディスアベバで、国道一号線アワシュ橋架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国道一号線アワシュ橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十二億百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　岸野博之在エチオピア大使

エチオピア側　スフィアン・アーメド財務・経済開発大臣

平成二十三年六月二十日

外務大臣　松本　剛明

○財務省告示第二百七号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十日

財務大臣　野田　佳彦

福岡財務支局長崎財務事務所の項中「長崎県長崎市昭和三丁目二百五十六―九」を「長崎県長崎市万才町二―十二」に改める。

○財務省告示第二百八号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十日

財務大臣　野田　佳彦

福岡財務支局長崎財務事務所の項中「長崎県長崎市昭和三丁目二百五十六番地九」を「長崎県長崎市万才町二番十二号」に改める。

○財務省・農林水産省告示第十三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘五毛
七年を超え九年以下	年七厘五毛
九年を超え十年以下	年八厘五毛
十年を超え十一年以下	年九厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分五毛
十二年を超え十三年以下	年一分一厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分二厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分三厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分四厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分五厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘五毛
七年を超え九年以下	年七厘五毛
九年を超え十年以下	年八厘五毛
十年を超え十一年以下	年九厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分五毛
十二年を超え十三年以下	年一分一厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分二厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分三厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分四厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分五厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。